

令和2年5月29日 招集

5月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年5月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年5月29日（金）午後2時から

2 開催場所 西蒲区役所 3階302会議室

3 出席農業委員（12人）

1番 武田 要一郎 2番 小林 喜一郎 3番 間宮 一

4番 草野 伸一 5番 長谷川 浩成 6番 広川 浩

7番 清水 和子 8番 土田 正志 9番 棚邊 友衛

14番 増井 勝 17番 榎田 士農夫 18番 吉田 浩

4 欠席農業委員

10番 堀内 多計司、 11番 大島 伸吾、 12番 阿部 マサ子

13番 笠原 和仁、 15番 小野塚 彦榮、 16番 田邊 重夫

19番 田中 一男、

5 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭

事務局次長 佐々木 徹

農地係長 宮川 一也

農政振興係長 佐藤 政道

6 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第19号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第21号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

- 報告事項 農地の転用事実に関する照会書について
- 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
- 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

- 議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉会

7 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより5月定例総会を開催いたします。 それでは、開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 なお、以前よりお話ししておりましたとおり、コロナウイルス感染症対策により、農業委員の出席をA・B二つのグループに分けたことから、本日はBグループの10番、堀内委員、11番、大島委員、12番、阿部委員、13番、笠原委員、15番、小野塚委員、19番、田中委員とAグループの16番、田邊重夫委員が欠席となりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことを報告いたします。 それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いいたします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がございませんので、4番、草野伸一委員、5番、長谷川浩成委員を指名いたします。 引き続き日程第2、議事に入ります。

	<p>最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<p><間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ></p>
議長（農地部会長）	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第19号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川でございます。 私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第19号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 まず、議案書1ページをご覧ください。 議案第19号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1号案件は、西川地区において、現在、家族4人で西区にお住いの転用事業者が、通勤等の生活の利便性のことを考え、祖父より使用貸借により申請地を借り受け、新たに住宅を建築し、移り住む計画でございます。 2号案件は、潟東地区において、現在、溶接業を営む転用事業者が、これまで事業所の南側にある申請地を従業員駐車場として無断で使用しておりましたが、この度、申請地を賃借権の設定により借り受け、農地法に基づき転用申請を行い、違反転用の解消を行うものでございます。 3号案件は、中之口地区において、これまで事業所北側にある農地を資材置場として無断で使用してきた転用事業者が、この度、申請地を賃借権の設定により借り受け、農地法に基づき転用申請を行い、違反転用の解消を行うものでございます。 なお、2号案件、3号案件につきましては、いずれも、この度の転用申請にあたり、これまで関係農地を無断使用してきたことを深く反省する旨の「始末書」の提出がありましたことをご報告申し上げます。 以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 引き続いて、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
9番（棚邊委員）	<p>それでは、去る26日区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。 出席委員は8名で、調査委員長は、わたくし棚邊友衛が務めました。 聴取案件は、農地法第5条許可申請3件でありました。 別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。 ここに記載のとおり、各議案の案件について、代理人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、各案件について、許可相当との意見で全委員一致しました。 以上で報告を終わります。</p>

議長（農地部 会長）	ありがとうございました。 事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
	（意見・質問なし）
議長（農地部 会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第19号農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決します。 許可することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 次に追加議案第21号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、 事務局の説明をお願いします。
事務局（農地 係長）	議案第21号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明 を申し上げます。 1号案件は、潟東地区において、使用しなくなった申請地を親戚関係にあ る譲受人へ贈与するものでございます。 この申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農 地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしている ものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議長（農地部 会長）	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。
	（質問・意見なし）
議長（農地部 会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 追加議案第21号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相 当と決定することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答し ます。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条 の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照 会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条 転用届出に関する受理について、 以上5件を一括して、事務局の説明をお願いします。

事務局（農地係長）	<p>私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告申し上げます。</p> <p>岩室地区1号及び潟東地区3号、4号は、いずれも賃貸人が、農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>また、潟東地区2号は、賃貸人が、自作地とするため合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。</p> <p>巻地区5号及び6号は、これまで農地利用集積円滑化事業により利用権を設定してきた賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>この度、相続により、農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものの6件について、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、委員会による利用権設定等への斡旋の希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、5ページをご覧ください。</p> <p>「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号につきましては、新潟地方方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第4条転用届出に関する受理について」ご報告申し上げます。</p> <p>1号は、巻地区において、「宅地造成敷地」として届け出がありましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条転用届出に関する受理について」ご報告申し上げます。</p> <p>1号は、西川地区において、「個人住宅建築敷地」として届け出がありましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。 よろしく願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告にご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>

議長（農政振興部会長）	<p>それでは、農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第20号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、お手元の議案書の議案第20号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案第20号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。</p> <p>まず、はじめに（2-1：一般案件）を、お願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>今月は所有権移転の売買及び交換のみでございます。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買は、潟東地区、3件、田、6,874㎡、 巻地区、2件、田、5,565㎡、 合計 5件で、田の計 12,439㎡です。 ・交換は、潟東地区、4件、田、6,115㎡です。 <p>以上、売買・交換の所有権移転の合計は、9件で、田の計 18,554㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、売買が、1ページ1号から5号、交換が2ページ1号から4号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について(2-2：農地中間管理事業関連)をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の「新規分」でございます。</p> <p>契約期間10年(の区分)のみで、</p> <p>潟東地区 1件、田、4,751㎡です。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号に記載のとおりです。法人の構成員要件での所有権移転に伴う貸借でございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、（2-1：一般案件）及び（2-2：農地中間管理事業関連）いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものがございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり決定することに異議はありませんか。</p>

	(異議なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和2年6月12日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。 表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。 契約期間10年(の区分)のみで、 潟東地区 1件、田、4,751㎡です。 詳細につきましては、1ページ1号に記載のとおりでございます。 実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。 先ほどの議案第20号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっております。 説明は、以上でございます。
議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんからご質問がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	増井農地会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。 引き続き、その他の案件に入ります。 最初に私の会務ですが、報告するものではありません。 引き続き、事務局より説明をお願いします。
事務局（次長）	皆さん、お疲れ様です。 次長の佐々木でございます。 それでは、私より、その他の件について説明させていただきます。 最初に本日配布いたしました資料1をご覧ください。 5月の会務報告については、ご覧のとおりです。 先月に引き続き、新型コロナウイルス感染の拡大による影響を受け、昨年度同時期と比較して会議などが少なくなっており、委員会関係については、定期総会と調査委員会の開催のみとなりました。

	<p>また、事務局関係についても、ご覧のとおりで、会議の中止が相次いでおります。</p> <p>次に、裏面が現時点の6月の業務予定となっております。</p> <p>まず、委員の皆さんの日程ですが、25日(木)には調査委員会を開催します。</p> <p>今回は第3調査委員会が担当となります。</p> <p>次回の定例総会は30日(金)午後2時からを予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策によるグループ分けにより、会長、会長職務代理、部会長、担当調査委員会委員長以外についてはBグループの委員の方の出席となります。</p> <p>会場は、本日と同じく、西蒲区役所302会議室を予定しております。</p> <p>事務局関係では、2日(火)には市内6農業委員会事務局長会議が江南区で開催予定となり、事務局長が出席します。</p> <p>3日(水)には、新潟県農業会議が事務局に巡回して参ります。</p> <p>10日(水)には、農業者年金新任者研修会が開催される予定です。私が出席して参ります。</p> <p>最後に、今年度の農地パトロールの実施についてご説明したいと思いますので、間宮会長と職務代理の草野委員、農地部会長の増井委員、地区代表の榎田委員、小林委員、武田委員の皆さんは本総会終了後に、この会場にお残りくださるようお願いいたします。</p> <p>時間は15分程度で、担当係長よりお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長(会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p>
9番委員	<p>作業場を移転する場合、どのような場所に移転すればよいですか。</p> <p>どのような条件があれば建てられますか。</p>
農地係長	<p>農用地内に移転したいと思っている方は多くいらっしゃると思いますが、現在、農振の担当部署は厳しい判断をします。</p> <p>ほとんど、宅地と接続していないとだめです。</p> <p>そういう土地でなければ、農業用施設用地として認められず、農振の用途変更が行われないと農地転用ができない状態になっています。</p> <p>必要なのは、用途変更ができそうな場所を見つけていただくということで、ほんとうに宅地続き、若しくは市街化区域に造っていただく、というようなかたちが、一番達成しやすいのではないかとこのころです。</p> <p>これから、農振の見直しがありますので、その時にどのような説明があるかわかりませんが、今現在は、そういうかたちで、農振法で手続きを行っております。</p>
議長(会長)	<p>役員の方々は皆さん承知していますが、市長との対話集会とかいろいろところで、それを要望しています。</p> <p>しかし、それは今のところ認められないということで、先ほど係長が言われたとおりで、見直しのための調査費が今年から付くということですが、我々の要望をどうやって認めてもらえるかはこれからだと思います。</p>

	今現在はほとんど無理の状況です。 よろしくお願ひします。 ほかに無ければ、以上をもちまして5月定例総会を終了いたします。
--	--------------------------------------------------------------------

閉会時間：午後2時30分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 草 野 伸 一

署名委員 長谷川 浩 成